

住所や氏名を変更したら届出をしよう！

3月・4月は組合員の人事異動や、被扶養者の進学や就職による転居が多くなる時期となります。住所を変更したら、共済組合に届出をしましょう。また、氏名を変更した際にも届出をしましょう。

【住所を変更したとき】

- ・組合員等情報変更申告書
- ・住民票の写し



※ 被扶養者の住民票上の変更がある場合のみ提出。被扶養者の居所のみの変更、組合員本人のみの変更については不要

- ・国民年金第3号被保険者住所変更届

※ 組合員の配偶者である被扶養者（20 歳以上 60 歳未満）で、住所等を変更した場合のみ提出

【氏名を変更したとき】

- ・組合員等情報変更申告書
- ・組合員証、資格確認書等



※ 交付を受けている場合は提出

- ・資格確認書交付申請書

※ 組合員証を返却した場合でマイナ保険証を利用しておらず、資格確認書の交付が必要な場合は提出

- ・国民年金第3号被保険者関係届

※ 組合員の配偶者である被扶養者（20 歳以上 60 歳未満）で、氏名を変更した場合のみ提出